

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施……………
- ……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課) ……
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……………(住宅政策本部民間住宅部不動産課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同) ……
- 保安林の指定予定……………(産業労働局農林水産部森林課) ……

### 公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……

## 告示

### 東京都告示第八百七十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年八月一日

東京都計量検定所長 戸澤 五

- 一 検査地域 荒川区及び足立区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)
- 三 検査期日 令和五年九月一日から同年十二月十五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

### 東京都告示第八百七十五号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和五年八月一日

- 一 商号 株式会社サマリヤ社
- 東京都知事 小池 百合子

- 二 代表者氏名 代表取締役 矢澤 智哉
- 三 主たる事務所の所在地 新宿区歌舞伎町一丁目二番三号
- 四 免許証番号 東京都知事(4)第八四九五五号
- 五 免許年月日 令和二年六月二十四日

### 東京都告示第八百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区本木北町地内)
- (「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

### 東京都告示第八百七十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第三百六号及び令和五年東京都告示第五百八十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用

する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西大井一丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第八百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和五年八月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 保安林予定森林の所在場所

三宅島三宅村阿古三三九二番・三四〇四番・三四二五番・三四二六番・三四三二番・三四三三番(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、三〇〇七番二、三〇〇八番二、三三三三番、三三九三番、三三九四番、三三九八番、三三九九番、三四〇三番、三四〇八番から三

- 四一三番まで、三四一九番から三四二四番まで、三五八六番、三五八七番、同番二、三五八八番、三五八九番

- 二 指定の目的

土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。

- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年八月一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 住所及び氏名

調布市飛田給三丁目三十四番 西東京市東伏見三丁目六番

六、同番七及び同番三十六 十九号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年八月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年八月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 サンシャインシティ アネックス
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋三丁目三番五号
- 三 設置者名 株式会社サンシャインシティほか一名
- 四 設置者住所 豊島区東池袋三丁目一番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 三菱地所株式会社
- 六 変更前の設置者の代表者名 代表取締役 吉田 淳一

七 変更後の設置者の 代表者名 代表執行役 中島 篤	八 変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社ヴィクトリアほか一名	九 変更後の小売業者 の氏名又は名称 未定	十 変更日 令和五年四月一日	十一 届出日 令和五年七月十二日	十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課（新宿区西新宿二丁目八番 一号）	十三 縦覧期間 令和五年八月一日から同年十二月 一日まで。ただし、東京都の休日 に関する条例（平成元年東京都条 例第十号）に定める休日を除く。	十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

